

韓国国会による関東大震災朝鮮人虐殺に関する特別法の可決を歓迎して

日本の敗戦と韓国・朝鮮の解放80年、日韓条約締結60年となる2025年が間もなく暮れようとする今、去る12月2日に韓国に歴史的に記念すべき画期的なことが起こりました。韓国第429回国会において、「関東大震災朝鮮人犠牲事件真相究明及び犠牲者名誉回復に関する特別法案」(以下、特別法 委員会構成後4年間の時限立法・2年延長可)が可決されたのです。

102年前の9月、関東大震災直後に、「不逞鮮人暴動」という流言蜚語に基づき戒厳令(勅令第398号)が天皇に裁可され発布されて、戒厳軍、官憲、そして自警団によって関東地方に在住していた6000人以上の朝鮮人が数日間のうちに虐殺される事件が起こりました。同年12月には、第47回帝国議会衆議院本会議で、田淵豊吉議員、そして永井柳太郎議員がこの虐殺事件について質問をしました。山本権兵衛首相は、田淵質問に対して「熟考した上で、他日お答えします」と答弁し、また永井質問に対しては「政府は起りました事柄について現在取調進行中でございます。最後には其事柄をこの議場に訴える時もあるでしょう。」と答弁したまま、日本政府は102年間その責任を放棄し、隠蔽と不問を続けてきました。

“光の革命”(昨年12月から今年6月)の結果として韓国に李在明政権が誕生しました。その革命が真に民主主義革命であるとのひとつの証左とはこの度の特別法制定の実現といえます。今後、この特別法が施行される一年後までに9名で構成される委員会が組織され、そして国家事業として関東大虐殺の真相究明と犠牲者遺族の調査が実施されて行きます。

ここに辿り着くまでにどのような歴史的背景が横たわっているか、私たちが忘れてなりません。102年前のあの悲劇の時から、日本政府の言論弾圧の中、命懸けで無念の死を遂げた犠牲者を弔う追悼碑建立に努め、また犠牲者の実態調査活動に取り組んできた在日朝鮮人とわずかながらであれ、日本人市民の血と涙の営みが戦争終結の時まで続けられて來たことです。そして

1960年代に在日朝鮮人の歴史研究家による本格的な歴史研究が始まり、1970年代に入りようやく在日朝鮮人のみならず、日本の市民運動として追悼と調査活動の展開が広がって行きました。

その日本での弛まない追悼と調査活動、また日本の国家責任を問う市民運動の営みが2007年以降、韓国にも伝播され、韓国市民社会と歴史学研究の中にも広がって行き、そして102年の歳月の曉についてに民主主義の真価の問われる歴史正義の問題として韓国国会を動かして行くに至ったのです。

この度可決された特別法の施行によって委員会がこの課題にどのように取り組み、またそれが李在明政権による対日外交へと展開され、日本政府が民主主義国家としてそれにどう応答するか。私たち、「日韓和解と平和プラットフォーム」は、他の市民運動や宗教者と共にその道筋をしっかりと見守って行きます。そして犠牲者の名誉回復と二度とこの過ちが繰り返されないために、私たちは日韓の市民運動と宗教者と共に連帯してこの特別法の趣旨とその意義を、ひとり国家責任問題にとどまらず、日韓の市民社会自身の不可避の責務として深く受けとめて行きます。何よりも、日韓と日朝をはじめこの東アジアに歴史正義に堅く立つ真の和解と平和が実現されるよう、これまで頑なに無責任と隠蔽、不問を貫いてきた日本政府に対して、真相究明と国家責任追及の声を、若い世代とより多くの人々と共に私たちは挙げ続けて行きます。

2025年12月10日

日韓和解と平和プラットフォーム一同